

別表七の二 「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち、当期首前7年以内に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度を含みません。）において生じたものについて、法第81条の9（第3項を除きます。）（連結欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除未済連結欠損金額1」	<p>当期首前7年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（連結欠損金額としてみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額を古い連結事業年度の分から順次記載します。</p> <p>この場合、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 調整連結事業年度（最初の連結事業年度及び法第81条の9第4項各号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度をいいます。以下同じ。）の場合……「8」の金額</p> <p>(2) 調整連結事業年度以外の連結事業年度の場合……前期の「3」の金額</p>	
「当期控除額2」	<p>当期の連結所得金額（別表四の二「仮計45」の「総額①」）から「10」の金額及び「11」の金額の合計額を控除した金額の範囲内で、古い連結事業年度の分から順次補てんするものとして、その控除できる金額を記載します。</p>	
「当期分」の「連結欠損金額」	<p>当期の別表四の二「連結所得金額又は連結欠損金額47」の「総額①」に連結欠損金額の記載がある場合に、その連結欠損金額を「当期分」の「連結欠損金額」に記載します。</p>	
「連結欠損金の繰戻し額」	<p>連結欠損金のうち法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。</p>	<p>措置法第68条の98第1項各号に掲げる連結親法人以外の連結親法人にあっては、当期が平成14年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する連結事</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		<p>業年度である場合には、連結親法人の解散（適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。）、事業の全部の譲渡などの特別な事実があるときを除き、法第81条の31の規定の適用を受けることはできませんので御注意ください。</p> <p>措置法第68条の98第1項各号に掲げる連結親法人にあっては、平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度については、上記のような特別の事実に関係なく法第81条の31の規定の適用を受けることができます。</p>
<p>「控除未済連結欠損金額の調整計算」の各欄</p>	<p>当期が調整連結事業年度に該当する場合に、古い連結事業年度の分から順次記載します。</p>	
<p>「控除未済連結欠損金額8」</p>	<p>次の場合に応じてそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 当期が最初の連結事業年度である場合 ((4)+(6)-(7))又は(5)</p> <p>(2) 当期が最初の連結事業年度以外の調整連結事業年度である場合 (4)+(6)-(7) 又は(5)</p>	
<p>「更生欠損金等の当期控除額がある場合の連結欠損金等の当期控除額の合計額の計算」の各欄</p>	<p>連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。</p>	

3 根拠条文

法81の9、令155の19～155の21、措置法68の98、21年改正法附則62